

高尾小学校校舎等改築に伴う基本方針

1 はじめに

高尾地区は、長崎市の中心部から北に位置した場所にあり、良好な居住環境が整備されている。

高尾小学校は、最も古い校舎が建築から66年を経過しており、校舎の老朽化が著しく教育環境の改善を図る必要があることから、校舎等の改築を行う。

これら一連の整備を行うため、基本・実施設計等に向けた指針を示すこととする。

2 施設の現状

(1) 既存用地の概要

ア 所在地：長崎市高尾町7番49号

イ 敷地面積：17,308㎡（建物敷地：8,466㎡、運動場：4,753㎡、その他外構：4,089㎡）

ウ 用途地域：第一種中高層住居専用地域

エ 防火地域：建築基準法22条区域

オ 建ぺい率：60%

カ 容積率：200%

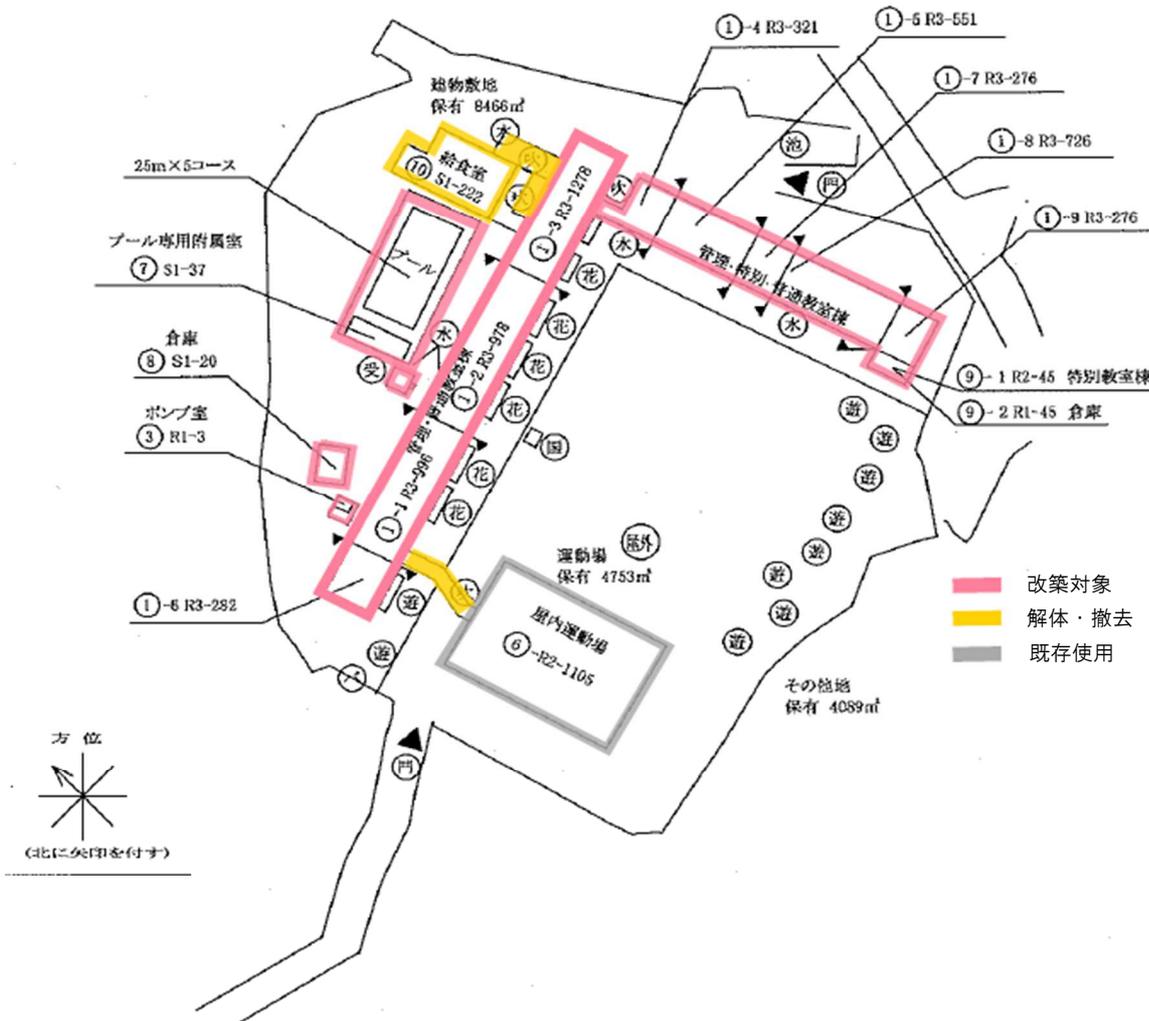
(2) 既存施設の概要

ア 校舎：5,797㎡（①-1～9、⑨-1、⑨-2 鉄筋コンクリート造3階建 5,774㎡、③鉄筋コンクリート造平屋建 3㎡、⑧鉄骨造平屋建 20㎡）

イ 屋内運動場：1,105㎡（鉄筋コンクリート造、2階建）

ウ 屋外プール：水面積275㎡、附属室37㎡（⑦鉄筋コンクリート造、25m×5コース）

オ 給食室：222㎡（⑩鉄骨造、平屋建）



3 児童数等の将来推計及び施設規模

(1) 児童数・学級数の現状及び将来推計（R7.5.1 現在）

通常学級

| 年度 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|
| 児童数 | 353人 | 328人 | 311人 | 298人 | 295人 | 275人 | 250人 |
| 学級数 | 13学級 | 13学級 | 12学級 | 13学級 | 12学級 | 12学級 | 12学級 |

※児童数は過去における実績人口の動きから変化率をもとめ、その変化率に基づきもとめた値に平均入学率を加味して想定。

※学級数は県基準による。

特別支援学級

| 年度 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 児童数 | 41人 |
| 学級数 | 7学級 |

※令和7年5月1日現在の児童及び学級数が横ばいで推移すると想定。

(2) 整備面積

| 建物区分 | 整備面積 | 備考 |
|------|-----------|---------------------------------------------------|
| 校舎 | 5,276㎡程度 | 令和11年度の児童数・学級数の将来推計(336人・12学級(国基準))に応じた必要面積以内とする。 |
| 運動場 | 約4,753㎡以上 | 現在のグラウンドの面積以上とする。屋外便所、体育倉庫を追加する。 |
| プール | 水面積275㎡以内 | 25m×5コースとする。 |

※屋内運動場は、整備は行わず既存施設を使用する。また、給食室は再整備せず、新校舎内に配膳室を整備する。

4 整備方針

(1) 教育環境の向上のための学校づくり

ア 児童たちにとって、学習のための場であるとともに、豊かな生活の場として、潤いとゆとりのある学校づくりを行う。

イ 個別指導や少人数指導・グループ活動など多様な学習展開に対応できる学校づくりを行う。

ウ コンピュータや情報通信ネットワークなどのICTを活用するために必要な環境を整え、1人1台の端末を使用し、多様な学習を展開ができることで学習活動の充実を図れる学校づくりを行う。

(2) 安全で安心して快適に生活することができる学校づくり

ア 児童たちの健康に配慮し、感染症対策等の観点から通風、換気などを十分確保できるような配置を行い、適切な採光計画や空調設備等の導入など、校内の快適性を考慮した学校づくりを行う。

イ 不審者対策や防犯監視システムの設置など、児童たちが安全に過ごせる学校づくりを行う。

(3) ユニバーサルデザインを採用した学校づくり

バリアフリー法の改正により、建築物移動等円滑化基準への適合を義務づけられていることから、エレベーターやバリアフリースイレ、スロープ、手すり等を設置し、ユニバーサルデザインを採用することで、誰もが安心して学び、育つことができる教育環境の構築、さらには、学校行事等で来校する保護者や地域住民なども安心して利用できる学校施設を目指す。

(4) 地域の拠点としての学校づくり

ア 学校施設は、災害時に地域の避難所としての役割も果たすことから、起こりうる災害種別のリスク等を十分考慮した防災拠点としての学校づくりを行う。

イ 学校や地域の歴史、特色に根付いた活動の推進を図れるような施設構造・施設形態を検討し、地域

と連携できる学校づくりを行う。

(5) 環境負荷低減のための学校づくり

ア 太陽光発電システムや雨水利用システムなどの導入を検討し、施設自体が環境教育の教材として活用される学校づくりを行う。

イ 2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロのまちを実現するため、長崎市として様々な地球温暖化対策の取り組みを行っており、今回の整備にあたっては脱炭素社会の実現に貢献する持続可能な教育環境の整備を行うため、エコスクール・プラス事業に係る文部科学省の支援措置における ZEB Ready 及び将来的な ZEB 達成の検討を行う。

(6) 維持管理しやすく将来にわたって持続的に提供できる学校づくり

ア 日常の維持管理の省力化に資する配置・構造・意匠・設備とする。

イ 施設の長寿命化が図られる学校づくりを行う。

5 全体配置・平面計画等の方針

(1) 全体配置計画

ア 屋内運動場の整備は行わず既存施設を使用する。また、給食室は再整備せず新校舎内に配膳室を整備する。

イ 校舎等の施設配置については、既存運動場と同等規模の運動場を確保する案を検討することとし、校舎と既存屋内運動場、プール、給食車両との動線に十分配慮した計画とする。また、歩車分離するなどして、歩行者及び車両との安全が確保できる動線についても検討を行う。

ウ 建物部分と屋外部分とが相互に均衡のとれた利用計画のもと配置するとともに、児童たちにとってゆとりある空間を確保する施設配置とする。

エ 防犯や事故防止の観点から職員室からの見通しがよい配置とする。

(2) 平面計画

ア 校舎内の施設構成はブロック毎にまとめ、明快でわかりやすいものとし、将来の学級数の変動や学習内容・学習形態の変化に柔軟に対応できる室構成・構造計画とする。

イ 校舎については、文部科学省の指針において3階建て以下が望ましいと示されているが、階層を増やす場合は、児童たちへの負担軽減に加え、周辺地域との関係、施設の管理・運営上の諸課題にも配慮し、校地の有効活用を図るため校舎、プール等の適切な配置（単独棟、重層化を含む。）を検討する。

ウ 今後、将来的な児童数の減少を見据えて、空き教室が生じた場合に有効活用できるような設計を検討する。

(3) 外構計画

ア 学校敷地内へは、日常の通行はもちろんのこと、災害時の避難においても、児童たちが安全に安心して移動できるよう、敷地内通路における段差を無くしたり、スロープや手すり等を設置したりすることで、バリアフリーにも対応した形状とする。

イ 駐車スペースについては、敷地を学習環境として有効に活用するよう配慮したうえで、児童たちの動線と交錯しない場所に、来校者用として5台を上限として整備する。うち1台は身障者用として整備する。また、学習環境等の施設配置計画をした上で、可能であれば、現状と同程度の教職員用の駐車スペース等を確保するようにすること。

ウ その他外構計画は、周辺敷地や既存施設への影響を考慮した計画を行う。

6 施設計画

(1) 校舎

ア 施設規模

(ア) 構造 鉄筋コンクリート造

(イ) 延床面積 5,276 m²程度

イ 必要諸室 ※ 基本・実施設計において、室数等の検討を行うこととする。

| 種 類 | | 教 室 名 | 室 数 | 要求規模 ※普通教室の広さを1とした 場合に要求する数値 |
|------------------|------|------------------------|-----|------------------------------------|
| 普通教室 | 普通教室 | 普通教室（1教室あたり 8.3m×8.3m） | 12 | 1 |
| | 多目的室 | 多目的教室（生活科室兼用） | 2 | 1 |
| 特別支援教室 | | 特別支援教室(プレイルーム込み) | 7 | 1 |
| 特別教室 | 理科 | 理科室 | 1 | 1.5 |
| | | 理科準備室 | 1 | 0.5 |
| | 音楽 | 音楽室 | 1 | 1.5 |
| | | 音楽準備室 | 1 | 0.5 |
| | 図工 | 図工室 | 1 | 2 |
| | 家庭 | 家庭科室 | 1 | 1.5 |
| | | 家庭科準備室 | 1 | 0.5 |
| | その他 | 図書室 | 1 | 2 |
| | | 教育相談室 | 1 | 0.25 |
| | | 児童会室 | 1 | 0.5 |
| | | 資料室 | 1 | 1 |
| | | 通級指導教室 | 1 | 1 |
| 管理諸室 | 管理部門 | 校長室 | 1 | 0.75 |
| | | 職員室 | 1 | 2 |
| | | 事務室 | 1 | 0.6 |
| | | 印刷室 | 1 | 0.25 |
| | | 庁務員作業室 | 1 | 0.5 |
| | | 会議室 | 1 | 1 |
| | | 職員更衣室兼休憩室（男・女） | 各1 | 0.5 |
| | | 職員・来客用トイレ(男・女) | 各1 | 0.25 |
| | | 配膳室 | 1 | 1 |
| | | 湯沸室 | 1 | 0.15 |
| | | 育友会室 | 1 | 0.5 |
| | | 放送室 | 1 | 0.25 |
| | | 機械室 | 1 | 1 |
| | | 倉庫・教材室 | 適所 | - |
| | 保健部門 | 保健室 | 1 | 1 |
| | | カウンセリング室 | 1 | 0.5 |
| | 共用 | 昇降室 | 適所 | - |
| 児童用トイレ・バリアフリートイレ | | 各階に 適所 | - | |
| 児童用更衣室（男・女） | | 各階に 適所 | - | |
| 階段室 | | 適所 | - | |
| 廊下 | | 3m幅 | - | |
| エレベーター | | 1 | - | |

ウ 施設構成

(ア) 普通教室ブロック

- ・日照、採光、通風等の良好な環境条件の確保に十分留意した配置計画とする。
- ・同一学年の普通教室は、できる限り同一階または同一区画にまとめて配置する。
- ・多目的教室の1室については、少人数学習や習熟度別学習などによる利用にも対応できるように、可動間仕切り壁の設置や、廊下と多目的室が一体的な活用ができるような可動間仕切りの設置をするなど、多様な学習活動での利用などにも柔軟に対応できる計画とする。
- ・集中して授業に取り組めるように、1本の廊下を挟んで、普通教室同士は向かい合わせに配置しないこと。

(イ) 特別支援教室ブロック

特別支援教室 5 室は、保健室や職員室などの管理諸室の近くにまとめて配置するとともに、普通教室との交流に配慮した配置とする。

(ウ) 特別教室ブロック

- ・利用が予定されている学年や利用形態に応じ、普通教室から移動しやすく、通過動線にも配慮した位置に計画する。
- ・音楽室は外部への音の影響を考慮し、部屋の位置や構造等を計画する。
- ・図書室は、児童が利用しやすい位置とし、防音についても配慮した計画とする。

(エ) 管理諸室ブロック

- ・職員室は、防犯・防災上、児童たちの安全確認及び来校者への対応が行いやすい位置とする。
- ・事務室は、来校者に対応する窓口を兼ねるものとするため、昇降室の近くに配置するとともに、職員室、校長室、保健室等の管理諸室と連絡の良い箇所に配置する。
- ・保健室は、カウンセリング室と隣接させ、運動場や屋内運動場との連絡がよく、万が一に備え、救急車が接近できる位置とする。
- ・育友会室は、学校閉庁時でも校舎外から出入りが可能なつくりにするなど、施設管理や利用者の利便性を考慮した計画とする。

(オ) 共用ブロック

- ・昇降室は、利用人数に応じ十分な広さを確保する。
- ・児童用トイレは、児童の動線を考慮した利用しやすい場所に配置するとともに、各階に 1 か所ずつバリアフリートイレを整備する。
- ・児童用更衣室(男女別)を少なくとも一室ずつ普通教室ブロックと連絡の良い箇所に配置する。

(カ) その他

- ・空調設備については、次のとおり設置を行う。
普通教室、特別支援教室、理科室、音楽室、家庭科室(調理室)、図書室、通級指導教室、教育相談室、カウンセリング室、校長室、職員室、事務室、保健室、会議室、及び配膳室。
多目的室、育友会室、児童会室及び資料室については、将来空調を設置する可能性があるため、配管のみ整備する。
- ・少なくとも昇降室がある階に配置する室は次のとおりとする。
校長室・職員室・事務室・印刷室・給湯室・会議室・保健室・カウンセリング室・庁務員作業室・配膳室・トイレ。
- ・エレベーターについては、昇降室の近くに配置する。
- ・通級指導教室については、普通教室からアクセスが良い配置とする。ただし、隣接はさせない配置とする。

(2) プール

ア 施設規模

付属室：鉄筋コンクリート造

水面積：275 m²(25m×5 コース)

※函体の素材はイニシャル、ランニングコスト、耐久性、安全性に配慮して選定するものとする。

※将来的にプール施設を有しない近隣の中学校等が利用する可能性があるため、小中学校の共同利用が可能な機能を有することとする。(水深 900 mm～1300 mm)

イ 必要諸室

男女トイレ、男女更衣室、機械室、管理室、倉庫

(3) 運動場

ア グラウンド舗装、暗渠排水、スプリンクラー、防球ネット(8m)、遊具、国旗掲揚台

イ 体育倉庫、屋外トイレ(バリアフリートイレも含む)

(4) その他

- ア 基本実施設計の作成にあたり、工期、コストに配慮することは勿論であるが、併せて工事期間中に通学する児童たちが、校舎棟・運動場を自由に利用できないという負担にも配慮した計画とする。
- イ 運動場については、工事期間中も児童の貴重な活動場所となることから、最大限面積を確保することとし、工事ヤード及び資材置き場については、必要最小限の面積とすること。
- ウ 学校のシンボルとなっている樹木や記念碑等について、やむを得ない場合を除き、存続若しくは移植あるいは移築を検討する計画とする。
- エ 新校舎から既存屋内運動場間の動線については、雨天時にも配慮して計画すること。

7 台帳等の整備

学校施設の現状把握を目的に、公立学校施設台帳を整備するにあたり必要となる新校舎等の配置図及び平面図を作成することとする。

8 参考資料

基本・実施設計の作成にあたり、文部科学省等が定める下記資料を参考にすること。

- 小学校施設整備指針
- バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準
- 学校施設の防犯対策について
- 学校施設における事故防止の留意点について など